

## 平成 27 年度における電気事業法第 107 条の規定に基づく

### 立入検査の結果について（東北管内）

立入検査は、電気事業法第 107 条第 2 項又は第 3 項の規定により、事業用電気工作物を設置する者の事業場において自主保安体制が十分機能しているか否かなどを確認し、また、必要に応じ改善等、促すことによって、電気事業法の目的である公共の安全の確保を図ることを目的として実施している。

本年度に実施した設備別の立入検査件数及び主な指摘事項は次のとおり。

凡例：

法：電気事業法、 施行規則：電気事業法施行規則、  
電技解釈：電気設備の技術基準の解釈、 報告規則：電気関係報告規則

#### 【火力発電設備】立入検査実施件数 10 件

##### ○ 保安規程に違反する指摘（3 事業場）

主 な 指 摘 事 項
保安規程の保安組織に関して、指揮命令系統、連絡系統を別表に記載する定めとなっているが、別表に記載されていない。（3 事業場）
保安規程の保安組織に関して、分掌を別表で定めることになっているが、別表にはその記載がない。
保安規程の条文で需要設備の範囲は、「別図のとおりとする。」とあるが、単線結線図が添付されており、その中で需要設備の範囲が明示されていない。（管理すべきエリアも不明確。）
保安規程で巡視、点検及び測定は、別表に定める基準により行うことになっているが、点検周期と測定項目に基準どおり実施されていないものがある。
保安規程で巡視、点検、測定に関して、基準を別表に定めているが、記録である保守点検表からは、基準どおり点検がなされたことの確認が出来ない。

##### ○ 保安規程を変更する必要がある指摘

主 な 指 摘 事 項
保安規程の条文で主任技術者は、統括管理者を補佐することになっているが、別表では、統括管理者を補佐する立場の記載となっていない。

保安規程の保安組織に関して、業務分担表のとおり配置することになっているが、業務分担が現状と相違している。

以下の件については指摘なし

- 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に違反する指摘
- 電気設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に違反する指摘
- 電気事業法等関係法令に係る手続き不備等に対する指摘

## 【水力発電設備】 立入検査実施件数 5 件

- 保安規程に違反する指摘（3 事業場）

主 な 指 摘 事 項
主要設備の機器台帳が、機器の変更について整備されていない。また、補修記録の記載がない。
保守工事記録に、工事の計画の概要が記載されていない。
巡視記録の様式が保安規程に定める様式と異なっており、点検内容に不足が認められ、適切でない。
保安規程に基づく定期巡視、精密点検及び測定が規定どおり実施されていない。

- 保安規程を変更する必要がある指摘（2 事業場）

主 な 指 摘 事 項	根拠条文等
保安規程の指揮命令系統及び連絡系統に、運転業務を委託している事業者の記載がない。	
保安規程に添付されている単線結線図が現状の設備と合っていない。	
責任分界点の規定において記載がなく明確でない。	

- 電気事業法等関係法令に係る手続き不備等に対する指摘

主 な 指 摘 事 項	根拠条文等
電気関係報告規則に基づく主要電気工作物の破損事故の報告がなされていない。	報告規則第 3 条
保安業務組織の変更について保安規程変更届出が行われていない。	法第 42 条第 2 項

○ その他の指摘（2事業場）

主 な 指 摘 事 項
点検記録に放水口に係る記載がない。
ガイドベーンギャップ測定記録において、判定基準が明確でない。
発電所のヘッドタンクに漏水が認められる。

以下の件については指摘なし

- 発電用水力設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に違反する指摘
- 電気設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に違反する指摘

**【風力発電設備】 立入検査実施件数 4件**

○ 電気設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に違反する指摘（1事業場）

主 な 指 摘 事 項	根拠条文等
架空電線路の支持物の昇塔防止の措置が講じられていない	電技解釈第 53 条

○ 保安規程に違反する指摘（2事業場）

主 な 指 摘 事 項
工事完了後の試験記録の確認時期が保安規程と異なる
発電所を相当期間停止後、運転開始のための所定の点検記録が作成されていない
ペDESTALのひび割れに対する保全措置が講じられていない

○ 保安規程を変更する必要がある指摘（1事業場）

主 な 指 摘 事 項	根拠条文等
発電所の運転を相当期間停止する場合における保全の方法が不明確	施行規則第 50 条第 3 項
保安業務組織が、実態と異なる	

○ 電気事業法等関係法令に係る手続き不備等に対する指摘（1事業場）

主 な 指 摘 事 項	根拠条文等
発生した電気事故について、国へ必要な報告がされ	報告規則第 3 条

ていない。	
電気主任技術者が選任されていない（主任技術者制度の解釈及び運用（内規）に要求される事項が満たされていない）	法第 43 条

以下の件については指摘なし

- 発電用風力設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に違反する指摘

### 【太陽電池発電設備】 立入検査実施件数 1 件

- 保安規程に違反する指摘（1 事業場）

主 な 指 摘 事 項
巡視点検の頻度が守られていない
検査記録、点検記録の一部が確認できない。

以下の件については指摘なし

- 電気設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に違反する指摘
- 保安規程を変更する必要がある指摘
- 電気事業法等関係法令に係る手続き不備等に対する指摘

### 【送・変・配電設備】 平成 27 年度立入検査実施件数 2 件

指摘なし

### 【需要設備】 平成 27 年度立入検査実施件数 8 件

- 電気設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に違反する指摘（2 事業場）

主 な 指 摘 事 項	根拠条文等
構内第 1 柱の足場金具が地上 1.8m 未満の位置に設置	電技解釈第 53 条

変電所出入口に取扱者以外の立入を禁止する旨の表示なし	電技解釈第 38 条
----------------------------	------------

○ 保安規程に違反する指摘（4 事業場）

主 な 指 摘 事 項
主任技術者（電気管理技術者）の保安に係る意見を尊重していない
従業者に対し保安教育を実施していない
点検対象電気工作物が明確になっていない
巡視、点検及び測定が規定のとおり実施されていない
設備に合致した点検項目が定められていない

以下の件については指摘なし

○ 電気事業法等関係法令に係る手続き不備等に対する指摘